

平成30年度第4回藤沢市障がい者総合支援協議会 会議録

日 時：2019年（平成31年）1月22日（火）9：30～12：00

会 場：藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

出席者：石渡代表、齊藤副代表、小野田委員、加藤悟美委員、加藤葉子委員、北坂委員、木村委員、郡部委員、小林委員、櫻井委員、島村委員、新城委員、高橋委員、高山委員、田中委員、手島委員、戸高委員、船山委員、前田委員、村松委員、山田委員、横川委員

計22名

事務局：片山福祉健康部長

福祉事務所長兼生活援護課長（矢後）

地域包括ケアシステム推進室（平井、三ツ井、一瀬）

子ども家庭課（大庭、安田）

障がい福祉課（安孫子、鈴木（隆）、加藤、寒河江、佐藤、鈴木（純）鎌田、鈴木（俊）、杉山）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計17名

欠席者：小川委員、濱坂委員

傍聴者：4名

（事務局：安孫子参事）

それでは定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第4回藤沢市障がい者総合支援協議会を開催させていただきます。既に傍聴の方もご入室していただいております。傍聴の皆様方におかれましても、協議会の円滑な進行にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。年が明けまして3週間経ちましたけれども、今年初めてお会いする方もいらっしゃいます。本年もどうぞよろしく願いいたします。最初に皆様に障がい者総合支援協議会の委員の交代についてお伝えをさせていただきます。これまで医師会の代表として木原明子先生に委員をお願いしておりましたが、医師会でのご担当が替わられるということで、加藤葉子様にご就任いただきました。加藤葉子委員に自己紹介をお願いしたいと思います。

（加藤葉子委員）

医師会から参りました、加藤と申します。木原先生は、教育委員会の担当に替わりまして、重複してしまいますので私が代わりに参りました。小児科をやっております。どうぞよろしく願いいたします。

（事務局：安孫子参事）

どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議事に入らせていただきます前に、本日の委員の出欠の状況及び資料について確認させていただきます。

(事務局：鈴木(俊)主任)

本日、小川委員、濱坂委員2名の方から欠席のご連絡をいただいております。続いて資料の確認に移らせていただきます。事前送付させていただいている資料から確認させていただきます。平成30年度 第4回藤沢市障がい者総合支援協議会の次第が1枚、資料1 計画検討委員会及び専門部会の実施報告について、資料2 藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会の実施状況について、資料3-1 高齢期の支援に関する意見のまとめ、資料3-2 ライフステージにおける支援課題について(全体まとめ)、資料3-3 ライフステージにおける支援課題について(意見全文)、資料4 「本人の意思決定を尊重した支援」に関するアンケート及び実践事例報告書(案)。ここまでが事前の配布資料となっております。続きまして、当日机上配布させていただいている資料のご案内に移ります。資料2 別紙平成30年度藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会委員名簿、当日配布資料と右上に書いてあります、発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会、平成30年度実施状況について(報告)、参考資料といたしまして、平成30年度藤沢市障がい者総合支援協議会委員名簿(改)、ご家族などの急な不在に備えてというご案内のチラシが1枚、成年後見基本の「き」市民講座のご案内が1枚、平成30年度第3回喀痰吸引等第三号研修開催のお知らせが1枚、NEC難病コミュニケーション講座イベントICTフェスティバル&湘南リハケアのご案内が1枚、こちらは委員の方のみの配布となっております。平成30年度第3回藤沢市障がい者総合支援協議会会議録(案)、なお、こちら修正がある場合は2月5日の火曜日までに事務局へご連絡をお願いいたします。以上が資料となります。不足等ありましたら事務局までご連絡をお願いいたします。よろしいでしょうか。以上となります。

(事務局：安孫子参事)

では、次に前回の障がい者総合支援協議会でいただいたご質問の中で、一部お答えができていなかった部分がありましたので、改めてお答えさせていただきます。

(事務局：加藤補佐)

皆さんこんにちは。前回第3回の障がい者総合協議会にて、新城委員からお問い合わせがございました、本市の障がい者雇用に関する件について回答したいと思います。平成30年6月1日時点における、障がい者の採用人数は48人で、その障がいの内訳は、身体障がい者手帳所持者が38人、療育手帳が4人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が6人。雇用率が2.5パーセントとい

うことで、雇用率を達成している状況でございました。以上でございます。

(新城委員)

ありがとうございます。関連でいいですか。身体障がい者の障がい種別の内訳を聞かせてもらいたいのですけど。以上です。

(事務局：加藤補佐)

身体障がい者手帳所持者の内訳等につきましても、職員課に確認をしたところ、個別障がいの正確な集計値といったものはご回答いただけませんでした。ただし、肢体不自由の分野、内部機能障がい、聴覚、視覚等の障がい分野の雇用をしているということは確認いたしました。

(新城委員)

我々の上部団体で、神奈川県視覚障がい者福祉協会というのがあるのですが、その中で水増し問題については、いろいろな市町村がやっていたということが出ています。この辺で言うと平塚市や横須賀市など、いくつかあるのですけれども、それぞれの市町村に身体障がい者の内の障がい種別の雇用者数をお答えいただいているのですけれども、藤沢市は答えられないというのは、どういう理由なのですか。集計していないということですか。今の話だとよく分からないのですが。

(事務局：加藤補佐)

前回、新城委員から障がい種別ごとのというお問い合わせがございましたので、身体、知的、精神のその障がい種別を確認したところでございます。担当者レベルで確認をした範囲でございますので、当然雇用している障がい種別のことについても、職員部門では把握しているかと思っておりますので、改めて確認をしたいと思っております。すぐにお答えできる数字が出せないという状況だったというところですよ。

(新城委員)

次に必ず出していただくようお願いいたします。以上です。

(事務局：加藤補佐)

かしこまりました。

(事務局：安孫子参事)

それでは、ここから議事に入らせていただきます。先にお話ししていなくて申し訳なかったのですが、会議の記録を作成する関係上、録音させていただきますのであらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。また、ご発言の際にはマイクをお届けいたしますので、お名前を仰ってからご発言くださいますようお願いいたします。それでは、ここからの進行につきましては、石渡代表をお願いしたいと思います。

(石渡代表)

おはようございます。インフルエンザがだいぶ流行っているということで、私もマスクをかけたまま失礼をさせていただきます。それでは議事に入らせていただきます。計画検討委員会それから専門部会の実施状況の報告について各部会、委員会にお願いいたします。まず計画検討委員会について、高山委員からお願いいたします。

(高山委員)

直近の計画検討委員会は、昨日、1月21日の午前中に開催いたしました。そのため、議事録がまだまとめられておりませんので、今日は口頭でのご報告ということでご了解いただきたいと思います。今年度最後、現メンバーによる最後の計画検討委員会ということになりました。主な議事は、『きらり ふじさわ』平成29年度モニタリング実施結果について、事務局よりご報告をいただきました。平成29年度の実施結果または確定値等のご報告ということでしたけれども、既に平成30年度が動き始めているということもありまして、委員からは平成30年度の取組状況についての質問等も活発に出されたところです。また2点目としましては、『きらり ふじさわ』中間見直しモニタリング指標の確認ということになりました。中間見直しのためのモニタリング指標の案が事務局より提示されまして、主に新規事業の指標についての説明を聞きました。こちらにつきましても指標として新たに「このような指標を入れたら良いのではないか」という意見が沢山活発に出たところです。特にこれまでも出ていた意見ですけれども、指標で数値では図ることができないものについての指標のさらなる検討が必要ではないかといった意見も出ております。この指標につきましても、昨日の委員会で出されました意見とさらにご意見があるということについては2月4日までに事務局に連絡をして、最終的にモニタリング指標としてまとめていく、ということを確認いたしました。そしてこちらの障がい者総合支援協議会の今年度の取組状況、また、差別解消支援地域会議の今年度の取組状況についてご報告いただき、情報共有をさせていただきました。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。続きまして相談支援部会、田中委員お願いいたします。

(田中委員)

相談支援部会は、11月16日金曜日に開催いたしました。11月6日の第3回障がい者総合支援協議会の報告等をさせていただいたことと、第4回計画相談支援・障がい児相談支援連絡会の中で、安全・安心プランの作成の説明を行い、今後事業所として協力をしてくださいというお願いをしたところを了承いただきました。ヘルパー事業所と相談支援事業所との連携強化のための勉強

会を実施しております。昨日は放課後等デイサービス事業所と相談支援事業所との勉強会を昨日開催しております。緊急時における相談受け入れについてのところですが、検討内容が7点あったのですが、その中の2点ほどが安全・安心プランについてで、居室確保事業が安全・安心プランイコール居室確保事業という誤解が若干生じているので、再度情報提供していく必要があるのではないかとということ。「緊急時の定義」を実際の対応やニーズに沿って整備していく必要があるのではないかとという課題が検討内容になっております。その他として、委託相談支援事業所の今後の相談支援体制ですけれども、委託相談支援事業所の具体的な業務については、委託支援相談支援事業所連携会議等で検討し、相談支援部会で了承していくイメージで取り組んでいくということですので。来年度は、平成32年度に向けて委託支援相談事業所の必要な規模と人員を検討していくということになっています。それから、制度改正によっていろいろな加算がついたのですけれども、各事業所に加算状況に関するアンケートを実施いたしまして、まだ若干提出いただいていない事業所があるのですけれども、かなりの事業所で加算がつけられていない状況が確認されています。相談部会からは以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは次に、重度障がい者支援部会について、齊藤副代表からお願いいたします。

(齊藤副代表)

資料1-3と4ページです。内容としましては、障がい者総合支援協議会の報告、強度行動障がいの研修会の報告をした後、重度障がい者支援部会で行いました福祉避難所運営シミュレーションの振り返りをやっています。それに合わせて、危機管理課のご協力をいただいて参加をいただいております。福祉避難所のHUGにつきましては、他の場面でも何回かやっているということもあって、その情報の集積をして、危機管理課との話し合いをして、藤沢市の障がい者に限らず要支援者に対する対策というのを考えるべきだということで、重度障がい者支援部会で特に重度の医療ケアの方や電源の必要な方など、いろいろなニーズをお持ちの方についてのことをやってみたのですが、それに限らず、全体のことを障がい者総合支援協議会の中でも考えていく必要があるのではないかとということで、問題提起をさせていただこうということになりました。危機管理課との話の中では、藤沢市が全体に描いている形と実際は合っているのかというあたりで、お互いに意見交換をしていくということになりまして、福祉避難所につきましては、具体的には一次避難所の市民センターから二次避難所の福祉施設へということになるのですが、キャパシティや障がいの対象の方とか考えますと今のプランではなかなか難しい面があるというのが浮き彫り

になっているというのが現状です。いろいろな団体、当事者団体も含めて、災害対策のことは考えていることはあるのですが、全体が一回集まって藤沢市全体の状況を把握する必要があるだろうということで、それに向けてアクションを起こす必要があるというのが全体の動きになると思います。問題は福祉避難所だけではなくて、在宅避難をする人数が圧倒的に多くなるであろうところで、それに対する対策がほぼできていないというのが問題で、安否確認やいろいろなところが重複して動いてしまうでしょうし、無駄な動きがあるでしょうし、そうしながら抜け落ちていくところがありそうだという状況がある中で、全体を見ましようということになっていると思います。在宅の避難の方に対しての対策は今後検討しないといけないということになりました。紹介としてマロニエで使っている「命のカード」というのがありまして、これは、藤沢市のヘルプカードと同じような情報を書き込めるものと、この袋に薬3日分を入れて常時携帯してくださいということで、利用者にお持ちいただいているものです。こういったものも紹介しました。あと話が違いまして、医療的ケア児のコーディネーター研修をやっておりますが、藤沢市としてはLanaケアの岡本さんとマロニエの相談員の梶木というものが参加することになりまして、藤沢市として2名研修に参加できるということを情報提供しておきます。湘南東部圏域では、茅ヶ崎であと1名となり湘南東部圏域では3名がコーディネーターになるということになっております。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは、就労・進路支援部会、船山委員お願いいたします。

(船山委員)

2018年11月20日に第3回の就労・進路支援部会を行いました。報告事項として、第2回と第3回の障がい者総合支援協議会の報告をして、特に相談支援体制について変わっていくことと、発達障がい児者の支援について協議検討する場の設置に向けた準備会を行いましたという報告をさせていただきました。次のページへ移りまして、協議事項としては、職場体験の実施に向けてということで、職場体験の実施を行ううえで受付窓口をどうするか、そういったことを議論しておりまして、受付窓口機能として湘南地域就労援助センターに担当していただくことになりました。また障がい福祉科課、えぼめいく、就労援助センターと打ち合わせを実施し、職場体験の運営方法について検討したことを報告しました。職場体験の主な流れということで、窓口機能の概要としては、まず事業所から就労援助センターに申し込みがあり、就労援助センターが受け入れ企業リストからマッチングを行い、その後に事業所と企業が日程の調整を行うという流れで行っていきたいという意見を出させていただきました。

委員からの主な意見としては、事前見学の必要性や企業側の負担軽減、資料の保管についてなどが出ました。決定事項としては、部会の意見を踏まえ、資料の修正を行い、次回2月19日の就労・進路部会の前までに資料を完成し、委員の皆様にもメールで確認していただくことになりました。委員の皆様のご承認をいただき次第、職場体験を開始する予定です。またその他のところで、前々回の第2回藤沢市障がい者総合支援協議会で職場体験の報告をしたところ、委員の方より、障がい者雇用の促進という観点からは、職場体験という形態ではなく、障がい者雇用が未達成の企業に対しては、ハローワークを通じて障がいのある方を派遣するような仕組み作りが必要とのご意見をいただきました。そのことについて検討したところ、就労・進路支援部会としては、職場体験の主目的については、障がい者雇用の促進というよりは、あくまでも就業体験が少ない方たちに対しての、就労準備の経験の場の提供というところで、雇用の促進という観点では、また別の切り口でのアプローチが必要なのではないか、という話になっておりました。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは、権利擁護部会のご報告を郡部委員お願いいたします。

(郡部委員)

10月29日第3回権利擁護部会が開催されまして、内容といたしましては、第2回藤沢市障がい者総合支援協議会の報告がありました。特にその中で、地域生活支援拠点等の整備に関する取組ということで、居室確保事業を利用する流れ等々がわかりにくいということで、事務局より詳細な説明がありました。委員の方からは、ご本人の安心というところで、自宅にヘルパーが来ていただいて、よく慣れたヘルパーさんに対応していただくというのもご本人の安心のためにしてほしいという意見もありました。権利擁護ネットワークの湘南東部障害保健福祉圏域について、小林委員より報告がありました。10月27日に研修会が開催されまして、「意思決定支援とベストインタレスト～湘南の支援現場から考える～」ということで、和泉短期大学の鈴木敏彦先生から講義をいただいた後に、事例を基にしたグループディスカッションを行いました。本人の意思決定支援ということで事例について、いろいろな参加者から意見が出まして、時にはなかなか正解が出せないところもありましたが、共に悩んだことが成果であったということです。次に議題ですけれども、権利擁護部会で行いました家族での意思決定支援に関するアンケートの速報値がこの時点では出ていたので、どのようにまとめていくか議論いたしました。単純な羅列ではなく、カテゴリに分けて記載した方が分かりやすいとか、イラストを入れても読みやすくなるのではないかと、そのような意見が出ました。ご本人の意思表示に

よって周りが気付くという結果がアンケート結果から読み取れるというところで、ご家族が長い間一緒に暮らす中で感じ取りながらご本人を支えて来られたということが大変よくわかって、それがまた我々支援者のヒントなるということでした。その他のところで、10月13日の強度行動障がい支援者研修会の報告がありました。次回最終回になるのですけれども、これに先立って、次年度31年度はどのようなことを取り組みたいか、議題を委員にアンケートを取りまして、今結果を集計をしているところでございます。それに基づいて次回は次年度の取組について議論していく予定です。権利擁護部会は以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。それでは、委員会、部会からご報告をいただきましたが、何かご質問、ご意見、おありの方いらっしゃいましたら、お願いをいたします。

(木村委員)

相談支援部会の検討内容についてです。以前にも申し上げた自宅での支援体制のあり方、郡部委員からもお話が出たように緊急の場合の自宅に来ていただける、訪問の形の居宅支援も事業化していただけたらと考えています。また居室確保事業で、通い慣れている所以外の場所になってしまうと、本人にとっても重荷になってしまうのではないかとということで、私たち親の会の会員でも、どちらの法人が受けていただいているのかがはっきりしていなくて、育成会だから何処だろう、光友会だったら何処だろうと、どこの法人が受けてくださっているのかも、実はまだはっきりわかっておりませんので、もうこれは始まっていることなので、申し訳ありませんが、どこが受けていただいて、その場所が大体何処になりそうかということをお答えいただけたらと思います。

(石渡代表)

木村委員、ありがとうございました。今のご質問についてお答えいただけるでしょうか。お願いいたします。

(田中委員)

1点目の自宅での緊急時における対応に関しては、実際何名かの親御さんと面談した中でも、やはり自宅のほうが良いという親御さんも結構いらっしゃるので、継続して話し合っただけで検討していきます。また県外では、居宅での支援という形で実施している地域もあるようなので、いろいろ参考にして取り組んでいきたいとは思っております。それから受け入れ法人に関しては、事務局から回答をいただけると助かります。

(石渡代表)

では事務局、お願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

居室確保事業につきましては、既に法人との委託契約も完了して、制度としては開始しているところでございます。公表の仕方ですけれども、私共も悩むところがございます、今日もチラシを配布させていただいたのですが、実際の公表に関しては、大々的に周知している訳ではございません。相談の窓口ということで、障がい福祉課やアセスメントの相談支援事業所を介して、その後個々に居室確保事業の事業者や実際に対象となる施設と契約をするという流れを考えておりました。実際に委託契約もしていますし、非公開にするようなものでもないというご意見もそのとおりなので、公開については、受託している事業者と一緒に検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(石渡代表)

ありがとうございました。2点目については、公表の仕方を検討ということですが木村委員よろしいですか。はい、それでは居宅の支援については、県外の事例も含めていろいろ検討中だということです。ありがとうございました。他に何かお気づきのことはございますか。よろしいでしょうか。また何かありましたら個別にご質問をいただいてもよろしいかと思えます。それでは議事の2番目、障がい者差別解消支援地域協議会の報告を事務局からお願いいたします。

(事務局：杉山主任)

議事の2としまして、障がい者差別解消支援地域協議会の報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。資料2藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会の実施状況について、1概要としましては、平成28年4月1日に施行された障がい者差別解消法第17条第1項の規定に基づきまして、次の内容を協議するため藤沢市障がい者差別解消支援地域協議会を設置しているところでございます。こちらで協議する内容といたしましては、障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること。障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこととしております。2構成につきましては、資料2別紙のとおりでございます。3開催ですが、平成30年度は、第3回まで開催を終了しております。第1回は平成30年7月17日に開催しまして、議題①の障がい者差別に関する相談・事例及び対応については、商業施設における車いす利用者へのエレベーター利用時の配慮について、バスにおける障がい者割引適用時の対応に関する事などを議論しました。次に議題②テーマディスカッションでは、意思決定支援についてを小松委員に、軽度の知的障がい者の就労についてを二部委員にお話しいただきました。次に議題③では、ヘルプカードの配布状況について報告をいたしました。次に議題④藤沢市職員サポートブックの改

訂についてでは、改訂案をお示ししまして、内容の説明を行いました。この時、時間が足りなくて委員の方からご意見を伺うことができませんでした。次に第2回は平成30年10月23日に開催しまして、議題①公共交通運賃等の割引についてでは、公共交通運賃等の割引制度を調査し報告をしました。議題②テーマディスカッションでは、精神障がい者として考える合理的配慮について、こちらを阿部委員に、聴覚障がい者として考える合理的配慮について飯塚委員にお話しをいただきました。次に議題③藤沢市職員サポートブックの改訂についてでは、委員の皆様から改訂のためのご意見を伺いました。次に議題④障がい理解促進のための取組についてでは、4月から10月までの間で実施した講演会や啓発活動についての報告をしました。続いて第3回は、平成31年1月10日に開催をしまして、議題①では、障がい者差別解消法とヘルプマーク等に関するアンケート調査についての報告をしました。議題②では、司法書士の高橋委員に講師をお願いしまして、研修として、成年後見制度における「愚行権」についてお話しをいただきました。裏面に移ります。議題③テーマディスカッション、肢体不自由者の親として思うこと、ということで、鈴木委員にお話しをいただきました。次に割引制度利用に伴う障がい者手帳の提示についてということで、安孫子委員にお話しを伺いました。次に議題④藤沢市職員サポートブックの改訂についてでは、第二回に委員の方からいただいたご意見の反映と、平成29年度までに取り扱った事例の追加をしたものを再度お示しして、改訂完了の報告をしました。最後に議題⑤障がい理解促進のための取組について、10月から12月の間に実施した講演会や障がい者週間に合わせて実施した啓発活動についての報告をしました。最後に4「藤沢市職員サポートブック」の改訂については、平成27年10月15日に発刊されてから2年が経過したため、委員の方からいただいたご意見を基に内容の修正を行うとともに、平成29年度までに取り扱った事例の追加を行ったものでございます。以上で説明を終わります。

(石渡代表)

ありがとうございました。障がい者差別解消支援地域協議会についてご説明をいただきましたが、何かご質問・ご意見お有りの委員方お願いいたします。

(新城委員)

2つありますが、1つは、この委員構成ですけれども、今年度は視覚障がい関係は入っていないようですけど、本当は障がい当事者がもっとここに入って協議するべきではないかと思っています。なので当事者もしくは親になるのか、当事者委員をもっと増やすということについて、次年度以降に向けて検討していただきたいというのが1つです。2つ目ですけれども、いろいろな啓発活動・講演活動をしているということですので、その啓発活動の中身がすごく大

事で、具体的に言うと、社会モデルの視点に立った啓発活動をしているのかということがすごく重要です。障がいの個人モデルの視点に立った啓発活動では意味がないとは言いませんけれども、下手をするとむしろ差別意識を助長してしまうという可能性があります。よく学校なんかでやられている障がい理解ということで、アイマスク体験をして障がい理解をしようということが行われていますけれど、これは視覚障がい理解にはならない。むしろ差別意識を助長すると今は言われています。社会モデルの視点に立った障がい理解をやっているのか、個人モデルに基づいてやっているのかということがすごく重要になっているのですが、そこを少しお聞かせいただければと思います。以上です。

(石渡代表)

新城委員、ありがとうございます。当事者委員をもっと増やせないかということと、啓発活動のやり方ということですが、事務局にお答えいただくことが可能でしょうか。可能な範囲でお願いできればと思います。

(事務局：杉山主任)

まず1点目、委員の構成につきましては、平成30年度の改選にあわせまして、委員を15名から17名に増やしております。ただご指摘のとおり障がい者もしくは障がい者の家族の枠として増やしたわけではなく、今回は雇用、商業関係者を増やしている状況でございます。次回の改選が平成32年ということになるので、今回いただいたご意見は、きちんと反映していきたいと思っております。

(事務局：寒河江補佐)

2点目につきまして、社会モデルの視点に立った啓発が必要ではないか、というご指摘をいただきまして、実際に講習会でアイマスク体験を心のバリアフリー推進事業でやっている部分もございまして、いただいたご意見を真摯に受け止めまして、今後の啓発活動に関しましては、社会モデルの視点立った啓発に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(新城委員)

一言いいですか。

(石渡代表)

どうぞ。

(新城委員)

障がい者差別解消法というのは、まさに障がいの社会モデルの視点に立った法律です。その法律の中身・趣旨をきちっと理解したうえで、講演なり啓発活動していかないと、むしろ差別意識を助長してしまうことになるので、そこはしっかりとやってもらいたいと思っております。以上です。

(事務局：安孫子参事)

若干補足をさせていただきます。1点目の障がい者差別解消支援地域協議会の構成のメンバーについて、当事者の方を是非委員にということで、ご意見をきちんと受け止めさせていただきますして、次期の改選の際には、反映させていただきたいと考えております。それと2点目の社会モデルの視点に立った啓発活動を進めてほしいということで、直近ですと先週に心のバリアフリー推進事業講演会で、まさにこの障がい者差別解消支援地域協議会の代表をしていただいております鈴木敏彦先生にご講演いただきまして、障がい者差別解消法の施行を受けて現状と課題ということでお話をいただいた中で、社会モデルについてを重点的にご説明いただきました。市の職員も各課から必ず1人は出席していたのと、一般市民の方も募集させていただきまして、企業の方も含めて若干ですけれどもご出席いただいております。今後も社会モデルの視点に立った啓発活動に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(石渡代表)

補足がありましたけれども、それも踏まえて新城委員、何かございますか。

(新城委員)

しっかりとやってもらいたいと思います。

(石渡代表)

ありがとうございます。他にありますか。村松委員お願いします。先に村松委員、その後桜井委員お願いします。

(村松委員)

前回、藤沢市職員サポートブックの事が出てきたときに、障がい者総合支援法に基づいて難病を起因とする障がい児者というのが欠落していたので、今回は記載するという事になっていたのですが、今回はそれが記載されているか確認させてください。職員の対応要領の中には文言が入ったので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

(石渡代表)

今の村松委員のご質問に関して、サポートブックの改訂では、実現しているかどうかだけお教えいただけますか。藤沢市職員サポートブック改訂についてお願いします。

(事務局：杉山主任)

今回の障がい者差別解消支援地域協議会で改訂を行った箇所としましては、委員の方からいただいたご意見とこれまで取り扱った事例の追加ということになっております。今ご指摘いただいた部分については、来年度4月1日に向けて改定をしているところがございます。今ご指摘いただいた部分については、必ず反映をしたいと思います。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。櫻井委員、どうぞよろしく
お願いいたします。

(櫻井委員)

最近年を取り忘れっぽくなって、情報の出所がはっきりしないのですけれど
も、障がい者差別解消法について知っている一般市民は、少ないという報告を
私は見たことがあります。

(石渡代表)

内閣府が平成29年度に実施した世論調査では、知っている人と内容も含め
て知っている人とを合わせて、27%という数字だったのではないかと思います。

(櫻井委員)

施行して2年たっても未だに30%以下という状況で、当事者団体だけが知
っているという状態では意味がないです。一般市民に分かってもらうことが大
事で、これからどのように周知していくか、どのように考えているか教えてい
ただけますでしょうか。

(石渡代表)

うろ覚えの数字なのですが、はっきりした数字をご存知の方がいらしたらお
願いします。自治体ごとに調査しているものでは、もっと知っている人が多い
という数字が出ていると、お聞きしたことはあるのですが、藤沢市はそのあ
たりの独自の調査をやっていたりするのかな、あるいは、今後についていかがで
しょうか。

(事務局：寒河江補佐)

藤沢市でも、ふじさわ障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』中間見
直しの中で、障がい者差別解消法について、認知度調査を行っております。こ
ちらは当事者の方への調査という形になるので、ご指摘をいただいた一般の方
というところではない部分かと思うのですが、それと障がい者差別解消支援地
域協議会の中でも2年程前に障がい福祉課の窓口にお越しいただいた方に、「差
別解消法を知っていますか？」ということでアンケートをさせていただきました。
2年経過したということで、その認知度がどうなっているかという調査を
再度平成30年度も行いました。平成28年の施行当時は数多くのメディアで
すとか、藤沢市でもバスや交通機関等にポスター等を貼って啓発をしていたの
ですが、今回の調査では、2年経って皆さんの中からはなかなかまだご理解い
たいていない、認知されていないという現状がございました。先程、安孫子か
らもお話しさせていただいたのですが、1月17日に実施させていただきました
、心のバリアフリー推進事業の講演会の中でも、障がい者差別解消法が施行

され年数が過ぎることで認知度が下がってしまうのではないかと、ということもございましたので、「障がい者差別とは何だろう、みんなで考える差別解消法」という講演会を実施させていただきました。今後も障がい者差別解消法の認知がより広く一般の方に広がっていくように啓発を進めてまいりたいと考えております。

(石渡代表)

今、事務局からご説明をいただきましたが、櫻井委員、いかがでしょうか。

(櫻井委員)

講演会などは良いことだと思いますが、集まっている人は、福祉に関わっている人が多いと思うので、全く関わりのない一般市民が講演会に来るということは少ないと思います。例えば聴覚障がいに関しての行事をやっても、その関係者だけが集まって、一般の方はなかなか来ません。ですから、藤沢市民祭りみたいなところで、場所を借りて福祉祭りのようなことを付け加えてということをしないと、一般の方はなかなか見てくれないのではないのでしょうか。そのあたりも含めて検討をお願いします。

(石渡代表)

櫻井委員からのご提案もありましたので、ご検討をよろしくお願いいたします。

(新城委員)

一言だけいいですか。

(石渡代表)

どうぞ、新城委員。

(新城委員)

大事なことは、障がい者差別解消法を知るということでもあるのですが、障がい者差別解消法で示されている考え方や理念と言ってもいいのですが、そのことをきっちり理解してもらおうということが大事だと思います。そういう意味で、私もやっている障がい平等研修という、障がいによる社会問題に基づいた差別をなくしていこう、という世界的な取り組みですけれども、そういったことをやっていますので、そこでは、各自治体の職員、あるいは企業の人達が実際に研修を受けております。ぜひ藤沢市でも障がい平等研修についてもしっかり調べていただいて、取り組んでいただければと思います。以上です。

(石渡代表)

石渡です。新城委員ありがとうございました。

(事務局：寒河江補佐)

発言させていただいてよろしいですか。

(石渡代表)

どうぞ。

(事務局：寒河江補佐)

貴重なご意見ありがとうございます。先程の一般市民の方への啓発について、新城委員の仰られました、障がい平等研修等のご意見ありがとうございます。12月10日号の広報ふじさわに、障がい者週間が12月上旬にございますので、今年度、特集という形で「すべての人が自分らしく生活するまちへ」ということで、障がい者差別解消法を始め、障がいのある方に関するマークなどの特集を組ませていただいております。一般の方へは広報だけでは足りないということのご意見だと思っておりますので、今後さらにいろいろな方に周知できるように取り組んで参ります。企業の方に関しましても、1月17日に講演会を行いますということ、市内にある商業施設、公共交通機関、郵便局、金融機関等も含めまして、200社以上のところに『心のバリアフリーハンドブック』と共に差別解消法の講演会の周知をさせていただいております。ただ、委員からのご指摘の通り、まだまだ足りない部分もあるかと思っておりますので、そのところは今後どのように周知していくかを検討して参りたいと思っております。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。他に障がい者差別解消関連で何かございますか。では、すみません、私から。差別解消に関する相談というのは、藤沢市の場合、障がい福祉課で受けていらっしゃるのか。またこの2年間くらいで受けた相談件数はどれくらいなのか。お分かりならば教えていただきたいのですが。

(事務局：寒河江補佐)

差別や合理的配慮に関する相談につきましては、障がい福祉課の窓口だけではなく、各事業担当課でも意見をお伺いしております。それを障がい福祉課で取りまとめをさせていただいて、障がい者差別解消支援地域協議会にて取り上げております。件数につきましては、平成29年度に関しましては11件。平成30年度に関しましては、相談件数が減っております、現段階で2件ご相談をいただいております。

(石渡代表)

ありがとうございました。藤沢の規模からすると11件、2件というのは、少ないかと思えます。もう少し受け止めるシステムや方法を考えたほうが良いのではないかというのが個人的な意見です。2年目に大きく減っているというのが結構他の自治体でも聞かれるのですけれども、それで良いはずがないので、行政や障がい者差別解消支援地域協議会でも工夫されたほうが良いのではないかというのが個人的な意見です。ではこの後の3番目の議事、ライフステージにおける支援課題についてというところで、是非委員の皆様からいろいろとご

意見を聞きたいということで、少し時間を取らせていただきたいと思います。開始から1時間経ちましたので、ここで10分休憩を取らせていただきたいと思います。10時40分から始めたいと思います。

—休憩—

(石渡代表)

いろいろ盛り上がっている感じもあるのですが、予定の時間になりましたので再開させていただきたいと思います。議題の3番目ライフステージにおける支援課題について、それぞれの委員のお立場でいろいろお考えがおありだと思いますので、いろいろなご意見を聞かせていただければと思います。まず説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：鎌田主任)

お手元に資料の3-1 高齢期の支援に関する意見のまとめ、それから資料3-2 ライフステージにおける支援課題に（全体まとめ）、資料3-3 につきましては、今後ゆっくりご覧いただければと思います。資料3-3 ライフステージにおける支援課題について（意見全文）ということで、こちらは児童期から高齢期まで全てをまとめているものです。今日はこの部分につきましては触れません。資料3-1と資料3-2についてお話をさせていただきます。それでは資料3-1 高齢期の支援に関する意見のまとめということで、まず65歳から74歳における支援課題についてです。これまでと同じようにカテゴリ分けをしておりますので、まとめをこちらからお伝えしていきます。まず日常生活についてですけれども、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの切替において、制度の理解や手続きについての不安や支援者を含めた連携を求めるとご意見が寄せられています。また日常生活において、高齢者となっても家族の介護を継続していかなければいけない状況やキーパーソンが不在となることへ対応を求められております。続きまして、医療・健康・療育についての部分です。こちらは、本人が自分の心身の状況を周囲に伝えることが難しいケースや、疾病によっては重篤な症状を引き起こすリスクがあるのご意見が寄せられています。どのような場所で生活する場合でも医療的なサポートが必要と考えられます。日中活動についてです。こちらは、生きがいや余暇のための支援についてご意見が寄せられています。障がい特性が理解された状況での日中活動が求められています。続きまして、経済的なことについてです。こちらでは、契約行為、金銭管理などに関する支援が求められ、本人の収入（財産）で生活が可能になるような体制が必要といったご意見が寄せられています。続きまして、相談・支援・サービスについてです。介護保険に移行する際、介護保険制度の理

解や障がい福祉サービスとの違いについて、障がい福祉サービスの支援者にその知識が不足しているとの意見が寄せられる一方で、介護保険サービスに係る支援者の障がい特性の理解や対応スキルの不足についてのご意見も寄せられています。障がいのある方が高齢になることでADLが低下し、身体介護への対応が難しいという状況もあるようです。障がいの特性に応じた支援を行うため、介護保険サービスと障がい福祉サービスの柔軟な併給や共生型サービスの充実が必要と考えられます。続きまして住まいについてです。高齢となった家族が本人の支援を行うことは難しく、施設またはグループホームでの生活を望むご意見が寄せられ、慣れ親しんだ地域での生活を継続するために、さらなるグループホームの増設や、介護を受けられる高齢障がい者施設などの生活の場の確保が求められております。続きまして75歳以上における支援課題についてになります。まず日常生活についてです。ここでは本人の意思の尊重、権利の保障をどのようにすれば良いかという、支援体制についてのご意見を多数いただいております。続きまして医療・健康・療育についてです。医療関係者の障がいへの理解を求めるとご意見が寄せられております。ご本人の意思表出や状況説明も含め、福祉と医療の連携が望まれています。5ページ日中活動についてです。ADLの低下に伴い日中活動での対応や余暇支援において効果的な支援を提供するため、福祉事業所と医療機関の連携についてご意見が寄せられていました。続きまして経済的なことについてです。ご本人の収入による生活の継続について、ご意見が寄せられております。相談・支援・サービスについてです。障がい特性に応じた支援に加え、加齢による心身の能力低下への対応が必要となってくることから、障がい福祉サービスと介護保険サービスの支援者において連携を図るばかりでなく、医療関係者とも連携を強化する必要があるとのご意見が寄せられております。またサービス提供における医療的ケアの充実や、障がい特性に応じた介護という点で理解を深めるための取組を求めるとご意見も寄せられました。住まいについてです。障がい福祉サービスとして施設やグループホームでの生活において、本人に介護が必要となってきた場合へのご意見が寄せられております。その他、高齢期全体をとおしてということで、日常生活についてです。高齢期に入り、親族を含めた本人を知る関係者が減少することで、ご本人の意思を代弁し、支えることが難しい状況がございます。また、支援者の変更が本人やご家族の不安につながり、ご本人が拒否をすることに繋がっていたりするのではないかとのご意見もいただきました。さらに、ライフステージの切替ポイントでの申請や手続きの多さ、現行の成年後見制度についてのご意見もいただいております。健康・医療・療育についてです。認知症への対応や障がい特性に応じた医療機関での支援やグループホームなどでの健康管理についてご意見が寄せられております。また医療依存度の高い進行性難病

患者の長期療養を受け入れる病院、障がい者施設は極めて少ないとのご意見もいただいております。日中活動についてです。余暇活動への参加が難しいこと、運動や余暇活動が必要とのご意見をいただいております。続きまして経済的なことについて、本人の年金だけでは生活が危ういとのご意見をいただいております。また本人の権利を守る成年後見人への報酬の支払いや財産処分についてのご意見もいただきました。相談・支援・サービスについてです。現行の介護保険サービスでは、障がいへの理解が進んでおらず、障がい特性に応じた支援は難しいことで、本人が安心してサービスを利用できる可能性があるという点において共生型サービスの充実を求める意見が寄せられております。また障がい福祉分野と高齢福祉分野で自立支援の考え方や利用者負担の違い、障がい特性の理解度の差や緊急対応の必要性から、連携の強化についてもご意見が寄せられました。ご家庭に目を移せば、近隣に親族がおらず疲弊する親や、ダブルケアのストレスから精神的問題に陥り、子育てにも影響したケースなどの経験から、支援者や専門職が世帯全体を見渡して支援を展開する必要があるとのご意見もいただいております。住まいについてです。障がい特性を理解し、対応可能なスキルを持ったグループホームやサービス付き高齢者住宅、老人ホームを求める意見が寄せられています。3-1については以上になります。

(事務局：佐藤主査)

続きまして、資料3-2 ライフステージにおける支援課題について（全体まとめ）をご用意ください。今までアンケート調査にご協力ありがとうございました。児童期から始まって成人期・高齢期とアンケートを続けてまいりましたが、そのまとめを1枚にまとめたものでございます。縦軸がカテゴリごとになっていて、日常生活から始まり、医療・健康・療育、日中活動、経済的なこと、相談・支援・サービス、住まい、その他になります。横軸が年代ごとになっていて、乳児期から始まり、児童期、成人期、高齢期で、さらに年代ごとに分けております。見方として、下のその他に関しては、児童期は児童期全体の課題、成人期は成人期の全体の課題、高齢期は高齢期全体の課題ということで、その他にまとめております。全体をまとめることで、共通するキーワードが一覧表にすると見えてくると思っております。例えば児童期で言いますと、ご家族の支援やご家族の関わりとか、ライフステージの切替になります。例えば児童期から成人期に至るところ、成人期から高齢期に至るところ。繰り返し出てくることはサービスに関することとなります。放課後等デイサービスを利用していたのが日中活動の生活介護事業所の不足、社会資源の量の問題や、引継ぎの際の支援者間の連携における課題などが見えてきます。成人期から高齢期に関しましては、介護保険と障がい福祉サービスの事業者間の連携や高齢期が進んでくると、医療機関の関わりということもキーワードとして出てきます。成人期で

は住まいの確保や支援者の人材不足なども全体をとおして出てきています。今日ご意見いただきたいのは、集約した意見の中で、新たな“こういった視点があるのではないか”とか“こういうところが抜け落ちているのではないか”という視点のご意見をいただければと思っております。今日は意見交換をさせていただき、反映させていただきつつ、今後の取り扱いとしては、今年度中に運営会議が残っておりますので、もう一度支援課題についてまとめさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。資料3-2に関しては、目をとおしていただいて、ご意見があればお願いいたします。

(石渡代表)

石渡です。ご説明ありがとうございます。ということで資料3-1、3-2、ご説明をいただきましたが、分けてご意見いただければと思うのですが、最初にご説明いただいた資料3-1 高齢期の支援の関連でご意見・ご質問のある委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。特に医療の問題などもたくさん出ていますが。

(島村委員)

高齢期のアンケートに関して、特に40代以上のお子さんを持つ会員を中心にアンケートをお願いしたのですが、ほとんど回答がありませんでした。65歳を過ぎた方というのは、まだ現実にはいないのですが、私が思うには、その年代になったときに、子どもたちの生活が今の藤沢市の現状だと全く想像がつかない。知的障がいと重度の身体障がいを重複した方達がほとんどですけれども、どこでどういう生活できるかということが、資源を含めて想像ができません。今は、いろいろなサービスや支援を受けて生活して行くことができますが、そのほとんどが、親が中心になっていろいろと組み立てて生活が成り立っているというのが現状だと思います。共生型サービスは、まだ新しい制度だと思うのですが、藤沢市の中で動いているとか、できるようになっている部分があるのかお聞きしたいと思っております。

(石渡代表)

共生型サービスについて、どのような方向性が出ているかということをお聞きしたいということですが、これは事務局、どなたかお答えいただけるでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

ご意見ありがとうございます。共生型サービスに関しましては、平成30年4月から制度化されておまして、それ以降事業所からのご相談もいろいろあったのですが、まだこれは藤沢だけでなく全体としてもそれほど事業化まで達していないところが多いかと思っております。ただ、この1月にケアセンターあおぞらという介護保険の事業所が、障がい福祉サービスの機能訓練を開始されまし

た。そういった動きをこちらも把握し、事業者と意見交換しながら広めていければと思っております。

(石渡代表)

ということで、まだこれからだということなのですが、どうぞ。

(島村委員)

共生型サービスの他に、例えば障がい福祉課では、家族が介護できなくなった時の子どもたちの生活について、どのようなビジョンというかプランがあるのかをお聞きしたいのですけれども。

(石渡代表)

ということです。少し外れてしまいますが、高山委員のところの博士課程の学生が老障介護についてドクター論文を書かれていて、私は審査でいろいろと読ませていただいているのですけれども、親が60代以上になったときに、障がいのあるお子さんをそれでもずっと見続けていかななくてはいけないというところで、親御さんの不安などを調査してくださっているのですけれども、グループホームで生活していらっしゃる方が、医療が必要になってきてというようなところで、地域の中でどのように医療と連携していくのか、看取りのあり方とかも含めて、いろいろな実践が進んできているだろうと思いますけれども、藤沢市としては何か今、島村委員が仰いましたが、今後について検討しているようなことがおありかということなのですが。

(事務局：佐藤主査)

ありがとうございます。地域生活支援拠点等の整備という考え方がまさに障がいの重度化・高齢化・親亡き後の支援ということで、各市町村で整備しなければいけないものと定められております。藤沢市では、緊急時ということにスポットを当てて取り組んでまいりましたが、相談支援、地域の体制作り、体験の場など、カテゴリごとにひとつひとつ評価をしていかなければいけないところがございます。まず取り掛かりとして、安全・安心プランを活用して緊急時支援に備える試みをしてまいりました。緊急時だけでなく、普段の生活でも安心して生活できるように、取り組みを続けていければと思っております。

(石渡代表)

地域支援拠点との関係ということですが、他に何か。

(齊藤委員)

今回でライフステージ、児童期から高齢期まで全部揃って、課題が大まかに見えてきたというところで、これをさらに来年度掘り進めて行きましょう、ということだと思っておりますけれども、重度障がい者支援部会でも重度障がいの方で医療ケアのある方も含む方々のライフステージについて、既に課題の抽出・整理ができていまして、それに対する対策の案を書いた報告書も出しておりま

す。その中で障がい者総合支援協議会であるとか重度障がい者支援部会であるとかで課題の抽出、課題の整理ができた後に、それをどう具体化するかというところには、直接かかわれない立場です。ただ、アイデアとしてソフトウェアの連携までは、声を掛けている中で可能かなという面も無くはないですが、どうしてもハードウェアの整備が必要な話も出てきます。そうすると、大きな額のお金になってくるので、そこのところは市として県としてというのものもあるでしょうけれども、どう取り組んで、何をどう具体化していくのか、優先順位等もあるのでしょうけれども、相当な資源を投入しないと解決しないと思われる課題が、来年度掘り進めて行ければ行くほど、はっきりしてくると思います。市としては具体的な回答を作っていないといけない立場になっていくと思うのですが、その辺についてそれが全てではないですが、例えばの話で、療養介護の事業所を必要な分だけ作るとすれば、簡単に20億円位は掛かってしまいます。それが全ての答えではないと思いますが、例えばそういうことをやろうとしたときに、やってみたいという法人があれば支援するというスタンスで果たして実現するのだろうかという疑問をいつも持っています。ですので、マロニエ利用者の方々を見ていると、10年先の世界は描けない方が出てきています。解決するには、何らかのハードウェアで受け止めることも必要になってくるので、10年後、7年後、5年後あたりを目標にして、実現するにはどうするのか、取り組みをしていかないと実現しないだろうと思います。進め方の考え方・テクニックも含めて市でも検討していただく必要があると思っています。

(石渡代表)

10年後を見据えてのハードウェアというところで、齊藤副代表が仰ってくださいましたが、他に高齢者関連でご意見のある委員の方がいらっしゃいましたらお願いします。

(郡部委員)

私は藤沢市のグループホーム入所施設の住まいと暮らしの連絡会の代表としても出ておまして、高齢化の問題が、やはり私共の連絡会の中でも大変な問題になっております。現にグループホーム入居者が何人か高齢期を迎えられて、日中活動に行けなくなっているとか、高齢化によるバリアフリーの問題など、今まで階段をトントンと上げていた方が、なかなか難しくなってくるとか、身体的にいろいろと障がいが出てくるとか、あとは、訪問診療に来ていただく先生が障がいのことをご存じない方も大変多くて、なかなかご理解いただけないところがあります。もう一つ問題になっているのは、グループホームでの看取りのことも考える必要が出てきて、それはもう大変な精神的負担があつて、グループホームの職員は非常勤で、主婦の方や定年退職後の方も多く、その方た

ちが利用者さんの看取りまでを視野に入れて仕事をしていかななくてはいけないというのは、精神的に厳しいという声も出ております。緊急性がある障がいを持った方の高齢化という問題は、地域での受け皿としてのグループホームと在宅でどれだけ支えていくかという、居宅支援の二つの柱の充実というのは喫緊の課題だと思うのですけれども、その辺を市ではどのように考えていらっしゃるのかというのを伺いたいと思います。

(石渡代表)

今、前田委員も手を挙げてくださいますが、ご意見を先にお聞きしてよろしいでしょうか。あと、医療関係で小野田委員や加藤委員からもまた何かあればよろしくをお願いします。

(前田委員)

島村委員に親の気持ちの口火を切っていただいたので、私も親として思いを言わせていただきたいのですが、娘の高齢期を年齢的におそらく私は見る事ができません。医療が進歩したおかげで、いろいろな疾患を持っている障がい者でも、いろいろ手を尽くせばきっと命は繋がります。私の寿命よりたぶん彼女の寿命のほうが長くて、彼女が高齢期にどんな生活をしているか全く想像できませんでした。正直このアンケートを書くにあたっては、知的障がいの高齢者に支援をしている人に話を聞いて初めて書けたぐらいでした。センセーショナルな言い方をすると、自分の死期がわかったら、一緒に逝くしかないと未だにに思います。これだけ皆さんが手を尽くして様々なサービスができていて、法律も整ってきている。なのに、最後自分が死ぬとわかったときに「この子を残して逝けるかな。」と思うと、やっぱり残して逝けない。だって、この人どうなるかわからない。「じゃあ兄弟に押し付けるの。いや兄弟に押し付けるのは不憫でならない。」そうしたら、残った親族には悪いけど、うちの親族に殺人者がいても、それでもしょうがない。それくらい知的に重く、本当に日常生活を送るのに様々な人の手を借りなければ生活が成立しない人たちは、親としては残して逝ったらいけないのではないかと、一緒に死んじゃったほうがいいのではないかとというくらい追い詰められた気持ちになります。資料を読んでいて気になった共生型サービスですが、障がい者のサービスを行っているところが高齢者サービスを、高齢者サービスを行っているところが障がい者のサービスということですが、いったい何足の草鞋を履かせるのだろうか。それだけの人が揃えられるのか、それだけの技術を一人一人身につけられるかと思うと、それは相当しんどいと思います。これからの社会保障の状況として、やはり支える側が相当苦しい。人もお金も少なくなっていくときに、共生型サービスというのは苦肉の策なのかなとは思ったのですが、制度や施策をいっぱい組み立てて、そこに人を充てることをするのも一つなのですが、共生型サービスを検索している

と富山型というのが出てきていて、富山の取組というのがありました。富山の取組というのは、老人も子どもも障がい者も赤ちゃんも何でも一緒くたに過ごしましょうみたいな、すごくざっくりしている取組があつて、もしかして、向かう先はそこに行くしかないなのではないか。障がい者は障がい者、高齢者は高齢者、子どもは子ども、乳児は乳児と分けて、いろいろなサービスを打ち立ててそこに人を充てていこうとしても、マンパワーの不足と、先ほど齊藤副代表が仰ったみたいに、莫大なお金がかかっていく。となると、やはり富山モデルのような、誰もが共に過ごせる場というのを創出していくしかこの先ないし、少しずつ話の論点がずれるのですが、大和にシリウスという複合の公共施設があつて、その施設の図書館に行ったときに良いなと感じたのは、静かに読むというのが図書館のルールというのがあつて、とても子どもは連れていけないと思っていたのですが、その施設だと普通にその辺に本が置いてあるから取って普通に読んでいいし、そこにスターバックスもあつて飲み物もあるし、子どももいるし、いろんな人がいて、誰でも使えるこの施設、すごく良いと思いました。誰もが気軽に立ち寄って、そんなに重々しいルールもないし、“ここではこれをしなきゃいけない”、“こうあるべき”というルールに縛られると生き辛さを感じてしまうので、市役所の建物でも工夫をすればもしかしたら実現できると思います。13地区それぞれの特徴もあつてそこからテコ入れしていくのも一つかもしれないけど、私は、この市役所に来るたびに目的がないと来てはいけない場所という感じがあつて、娘の手続きをするとき以外ほとんど市役所に来ることがないので、市役所という場所が立ち寄れる場所として、障がい者が本を読む、音楽ブースがあつて音楽が聴ける。市役所が市役所然としているとすごく敷居が高いので、そういう認識を少し崩しても良いのではないかなというところで、質問でも何でもなくて、私の意見です。ありがとうございました。

(石渡代表)

ありがとうございました。先ほどの島村委員のご発言から始まって、前田委員からは、とてもショッキングな発言もありましたけれども、私も障がいのあるお子さんを育てている親御さんと話すと、必ずこの声はどなたも仰ることなので、やはり10年後の藤沢の“こうある”というのが見えるものを作ることが求められていると改めて思いましたし、横浜市はかなり早くからグループホームを作っているのので、10年位前から高齢化への対応や看取りのあり方を議論しているので参考にするところはあると思います。富山型は富山だからできるので、神奈川とか東京では難しいという話もあつたりしますが、藤沢市は藤沢型地域包括ケアシステムを考えていますし、齊藤副代表のご意見も含めて、今の時点でビジョンというか、何か語っていただくことは、可能でしょうか。

(事務局：平井室長)

障がい分野の会議や高齢者の会議等、いろいろな会議の中に地域包括ケアシステム推進室が入っています。お話がありました富山型について、それも参考に考えていますし、シリウスについても研究させていただいております。障がい、高齢、あるいは困窮、孤独化などをトータル的に考えていく部署として立ち上げて平成29年、平成30年と2年経ちましたけれども、それを5年後、10年後に向けて藤沢のビジョンを描いていくことを考えております。一つは分庁舎1階2階に社協さんに入ってきていただき、仮称ですけれど福祉プラザという位置付けにして、障がい者の方とか、困窮者の方とか、引きこもりの方とか、いろいろな対応ができるように考えております。ここでいろいろ出た意見については、我々もしっかり受け止めていきながら、また皆様にもアドバイスをいただきながら藤沢型として安心して住める街づくりをしていきたいと思っております。先ほど出ておりましたけれども、13地区ごとに活動資源も違いますので、13地区ごとの藤沢型の共生社会を作っていくというようなことも考えています。いただいた意見を踏まえまして、地域包括ケアシステム推進室として、今後のビジョンとして皆様に示せるようにして参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(石渡代表)

これから行政としてもいろいろご検討いただくということですが、高齢との関連で何か意見がおありの委員の方はいらっしゃいますか。では、横川委員。

(横川委員)

私から1点思うところは、高齢者と障がい者の方が一緒の中で暮らしていくというのは、制度としてできているけれども、先ほど他の委員の方が言われたように、二足の草鞋、三足の草鞋という感覚が、今大人の僕たちにはあるかもしれません。でも例えば子どもの頃からそういう環境を少しずつ学んでいくということを今のうちから作っていけば、今10代、10代未満の子たちが少しずつそういうのを知っていく環境を持っておけば、今40代の方たちが高齢になったときに、少し違った視点でサポートに入れると思います。僕が何を願っていたかというと、是非、教育に携わる教育委員会などの方たちのプログラムやカリキュラムを作っていく人たちの中にも、子ども達がそういうのを知れる機会とか関われる機会というのをどんどん作っていかないと、10年経っても20年経っても、子どものうちからそういう体験をしていかないと、大人になっても場当たりの対応になっていく気がします。なので是非、1歳、2歳、3歳からそういった場に少しでも入っていける環境を作っていくというのが、新たな藤沢型として期待したいと思っています。是非、子どもたちのところから始めていくというのも、目を向けていただけたらと思います。以上です。

(石渡代表)

横川委員ありがとうございました。ということで教育の問題も出てきていますので、話の流れは、資料3-2ライフステージにおける支援課題というようなどころに行っていて、高齢期のところだけで議論できる訳ではないというところを、今委員の皆さんのご意見を聞いていても思ったところですが、児童期から高齢期に関する支援課題のまとめとの関連で、また何かご意見いただける委員の方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。高橋委員、今、教育の話題が出たあたりで何かご意見いただけることがあれば、お願いできるでしょうか。

(高橋委員)

今いただいたご意見のようなことは、教育の中では「どんな人がいてもいいし、みんなちがって、みんないい」と言われますけれども、実際に何を具体的にやっているのかというのは、なかなか見えてこないかもしれないです。学校の中では、学習指導要領に沿ったところで教育活動が行われているのですが、その中で地域に出たりする際に、障がいのある方だったり、高齢の方だったり、地域の中のいろいろな人と触れ合うことが活動の中にあります。常に教育の中に一緒に入っているわけではないのですが、ハードルがないような教育を目指していきたいというところはあると思います。自分がいた小学校で言えば、近くに高齢者の多い団地を抱えていたので、高齢の方と接するような経験を授業に取り入れたり、学校の中でできることをいろいろ考えていると思います。藤沢市全体で、というとなかなか支援教育という枠の中でのお話が一番しやすいと思います。障がいのある子も分けずに就学したい場合には、こうしていくというのが法的にも整っているので、学校の中にはいろいろ子がいて良い、その子にできる支援をしていこうと支援教育は謳っているのですが、子どもたちはそういった環境の中で育つようにしています。そこは藤沢市は力を入れてやってきたところだと思うのですが、それが社会全体にどういう風に具体的になっていくのかというところについては、直接の説明はなかなかしにくいところです。

(石渡代表)

ありがとうございました。先ほど横川委員が仰っていたようなことだと、よく話題にするのですが、茅ヶ崎の翔の会は、高齢者施設と保育園が同じ建物の中にあって結構交流があったり、重心のお子さんと保育園の子が同じフロアで交流したり、先ほどハードウェアの話が出たのですが、ハードの作り方も“共に生きる”の視点で考えていただくとすごく効果が大きいと茅ヶ崎市を見たりすると感じたりもします。個人的なことを言ってしまいましたが、他にライフステージというところで何かご意見ありますか。では、村松委員お願いい

たします。

(村松委員)

先ほどの横川委員のもそうですけれども、子どもの頃から共生という話の続きですけれども、学校でのインクルーシブ教育ということが言われて久しい訳ですけれども、教育現場では非常に困難な状況というのが新聞等々で出てきている訳ですけれども、子どもたちがただ一緒にいるというだけではなくて、将来的に共生型の社会を担っていく人材として、子どもたちが本当に育っていくには、先生方だけの努力だけではだめですし、やはりすべての人が思いを一つにしていかなないとかなり難しいのではないかと考えています。学校現場では、相当苦心されているのではないかと考えています。障がい者総合支援協会からも発信していったって、一緒に頑張っていきましょうというようなことも必要だと思います。それと少し離れるのですけれども、ALSの場合は高齢になってからの発症ということもあり、中には独居の方もいらっしゃいます。自分ではほとんど動くことができずに、人工呼吸器を着けながらの生活ということもあって、独居での生活を続けていける方は本当に少ない状況です。障がい者の生き方を考えたときに、本当に一つ一つ個別的に見ていき、コーディネートしていく人たちが必要になってくると思います。ケアマネジャーには、障がい福祉サービスとの関わり方などまだまだ浸透していないというなかで、やるべきことは非常にたくさんあると考えています。そういう意味では、まだまだこちらからの提言というのは非常に多いし、きめ細かくやっていく必要があるというのをひしひしと感じているところでもあります。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。親が頑張るではない選択肢をどう作るかも、いろいろな模索が行われてきてはいると思います。独居高齢者は、訪問医療や訪問看護などが、かなり密に進んでいる中で、最期の看取りを自宅で、住んでいるところでみたいなお話も聞くようになってきていると思うのですが、島村委員何かございますか。

(島村委員)

思い出したのですけれども、私たち肢体不自由児者父母の会で、これからの支援について考える中で、それぞれ子どもが通っているところや入所しているところなどをグループミーティングで聞き取りをしていたのですけれども、その中で、医療のサポートが十分に受けられていないことが少し分かってきました。日常的にお薬を飲んで定期的に病院に掛かっている人は、まだ大丈夫なのですけれども、特にこれまで風邪をひいたりしたとき以外に医療に掛かってなかった方達が、高齢になって医療に掛かる必要ができた時にどこへ行ったらいいか。親御さんが高齢になって子どもを連れて出ていくことが非常に難しくなっ

た時に、訪問診療などの情報が入りづらいということがわかりました。サービスを利用するための計画相談支援でプランを立てたりしてはいますが、医療の情報が入っていないので、今は医療と福祉が別々になっているのですけれども、今後は医療についても聞き取りとか、情報を得られるようになったら良いのではないかというのを感じました。

(石渡代表)

ありがとうございました。今まで出た意見の中でも医師の方々が障がいのある方の状況とかをご存じなくて、風邪の時だけでなく情報共有ができる場というのが大事なのかと思うのですが、小野田委員、加藤委員は小児科がご専門だということなのですから、医師会でのご検討とかも含めて何か教えていただけたらと思います。

(加藤委員)

医師会では在宅推進室を作っていて、退院したばかりでヘルパーを利用している方が、次はどうしたらいいかみたいなご相談があった時の道筋として、市や事業所と連携しながら病院の紹介や空き情報など振り分けをさせていたのですが、ゆくゆくは、市民の方から直接「今ここで困っているのだけれど、こうやって動けない。介護はどうしたらよいか。」「じゃあ福祉に連絡してこういうところを紹介していきましょう。」みたいな事業にしていきたい、というのを医師会でやっているところです。包括的な支援の構成というのは一応理解しているつもりですが、突き詰めて言えば、お金がないです。ハードの整備と仰るけど、お金があればもっと充実したサービスが提供できるのはわかっているのですけれども、市とか私たち協議会でできることは、やり易さを更に追及する。どうしたらもっとやり易くなるかというところに知恵を出しているのだと私は思っています。急にお金が生まれる訳ではないので。特に小児科領域に関して成年期への移行というところについては、私ども小児在宅療養部会というのでできまして、障がいのある子たちが藤沢市民病院にたくさんいらして、新しい子が入れない状態なので、在宅医に任せていきましょうという事業をしているのですけれども、それも暗礁に乗り上げている。私たち医師も、医学部にいるときに障がいのある人たちに対して医療を全く習ってきていません。正直に申し上げて、介護についても習ってないです。今の若い学生達はわかりませんが、今現場に出ている医師たちは大学で習っていません。前任者の木原先生は、市民病院に研修医に来た先生方は、研修として限られた時間ではありますけれども訪問介護をやっている病院とか、在宅の現場ではこういうことをしているということを教えてほしいという提言をしたくらいです。そうでないと、みんな敬遠してしまう。在宅は大変とか、小児科でも障がい者の医療は大変だから、専門の所に行けばいいという発想になってし

まう。なので、そうではなくて先ほど言ったように、市民病院のキャパシティは限られており資源を上手に使うため、在宅医に任せていかないといけない。そのためには、私たちはトレーニングをしなくてはいけない。その時代に入っていて、医師会もそういう方向性を向いてはいます。急には何もできないのでいつも歯がゆい思いをしておりますけれども、市とこの障がい者総合支援協議会にできるのは、捻りやすいチャンネルを作っていただければいいと思います。障がいのある子が普通学級にいたることがとても多い状況にあるので、もちろん白浜養護学校とかも多いですけど、普通学級でも軽度の障がいの子を受け入れているので、子どもたちでの間では垣根が低いかもしれないんですけど、子どもたちの後ろにいる親たち世代がそれを阻んでいます。「あの子と遊ぶな」とか「関わるな」とか。なので、仰るとおりそうは言っても、それを何代も積み重ねていくうちに必ずそれは薄まると私は思っているのですが、今やっていることはすぐに芽は出ないと思うけれども、10年20年経った時に、そういう感情が薄まっている子どもたちが親になった時が、いい藤沢の未来なのではないかと思っています。

(石渡代表)

ありがとうございます。小野田委員何かお願いします。

(小野田委員)

歯科医師会を代表して前にもお話をさせていただいたかと思うのですが、医師会に比べて歯科医師会のほうが進んでいる状況だと思います。大学でも障がい者歯科や高齢者歯科がありますし、私が若い頃は無かったのですが、学生も何十年も前から学んできています。藤沢市においては、口腔保健センターが2カ所ございますので、障がいを持ったお子さんから大人の方、また別の時間に要介護高齢者の方の診療も行っています。特に要介護高齢者の場合は、歯科麻酔医が必ず立ち会って、全身状態、血圧や脈拍などモニターを見ながら治療しているので比較的安全ではないかと思えます。ただし、そこには親御さんなり家族の方が連れて来てくれなければできません。あとは訪問診療として、主に高齢者の方ですけれども、藤沢医師会に入っている先生が歯科医師会にお電話をいただければ、近くの先生に行ってもらえないかというようなこともありますし、歯科医師会に入っていない先生でも、診療室を持たないで軽自動車で行っている訪問診療しかやっていない歯医者も結構最近多いので、高齢者の場合は、診療がある程度ですけれども、受けることができていると思っております。ただし、お子さんの場合はそれができていなくて、市民病院から来るような患者さんでも、市民病院での話し合いの中に歯科は入らないので、親御さんも歯のことまで頭が回らないのが現実だと思っています。ですので、お子さんの場合も歯科医師会に電話をいただければ訪問診療ができるようにしているの

ですけれども、この何年間で一本も電話がありません。私たちの広報不足なのか、市民病院や保健所でお話が出ないのか分からないのですけれども、現実にはお子さんの訪問というのは、ほとんど実現していない状態です。個人の気持ちとしては、高校までは学校の校医もいますし、歯科健診も年1、2回ありますので、ある程度把握はできるのですけれども、高校卒業した後の特に身体障がいを持たない知的障がいの方とか、自閉症スペクトラムの方達の口の中の状態というのが芳しくない。自分の意思もありますので、それから歯医者に行きたくないということで、なかなか多くの方が受診されなくて、良い状態ではないことが多く、それが個人としては心配です。

(石渡代表)

貴重なご意見ありがとうございました。障がいがある方の暮らしがわかっている立場から、医療にどんどん入り込んでいくことが必要なのかと、お二人のお話を聞いていて思うのですけれども、ライフステージ関連で何か他にこのことをというご意見おありの方がいらっしゃいましたら、お願いします。では、新城委員お願いします。

(新城委員)

2つお話があるのですけれども、まず視覚障がい関係で言うと、全国で眼科医と協力して地域の身体障がい者団体が連携するスマートネットという取組が始まっています。中途失明した時に眼科医から地域のリハビリテーションを含めて、地域の障がい者団体が連携して障がい福祉に繋げていこうという取組が始まっています。これから医師と障がい者、あるいは関連団体の連携というのが必要になってくると思います。2つ目ですけれど、教育の部分ですが、View-net神奈川というところで、横浜市内が中心なのですけれども福祉教育をやらせていただいています。先ほど言った個人モデルで以前はやっていたのですけど、アイマスク体験をやると、「目が見えないとこんなに大変だ。怖い。何もできない。俺はもし目が見えなくなったら死ぬ。」とか、そんな感想文がいっぱい出てきたのですけど、社会モデルでやると、「自分は障がいを作り出さない人になりたい。」とか、すごく障がいを自分の問題として肯定的に受け止めるような意見がたくさん出るようになってきました。今までと全く違う子どもたちの感想が出てきていますので、個人モデルで教育するか社会モデルで教育するかで全く違う反応が出てくるので、そのことをしっかり我々自身が勉強したほうが良いと思います。View-net神奈川では、社会モデルの冊子を作って公開しております。ダウンロードもできるようになっておりますので、全国からこの冊子を利用したいという声も聞いておりますので、皆さんの参考になればと思って紹介させていただきました。以上です。

(石渡代表)

新城委員ありがとうございました。私も前回新城委員からその資料をいただきまして、View-netの活躍は、教育に大きな刺激を与えてくれているのではないかなと思います。それでは、次第の4番目に本人の意思決定を尊重した支援ということで、資料を準備していただいています。やはり、高齢の分野で独居高齢者が看取りを家でしてもらうときは、本人が意思決定できるということが大きいところなので、そこに支援が必要な障がいがある方については、意思決定を尊重した支援というのは、とても大事になってきて、先ほどのコーディネーターの話もあるのですが、そういうことにも関連して説明してくれると思います。事務局ご説明をお願いいたします。

(事務局：佐藤主査)

説明に入る前に資料4の報告書の修正をご案内させていただきます。98ページをご覧ください。98ページの上から2番目の写真の解説ですが、「今日はどのバスで帰るのか、保護者の方を待つお子さんはどのお部屋で待つのがわかります。」という記載がございます。現場の方と調整して、意味合いが異なっていたので修正させていただきます。正しくは、「今日はバスで帰るのか、保護者の方のお迎えをお部屋で待つのがわかります。」となります。修正をお願いいたします。あと表記ミスですが、表紙になります。「本人の意思決定を尊重した支援」ということで表題の部分の訂正をお願いします。報告書の最終案の修正は、以上になります。

(事務局：吉田)

今までのグループ議論の中で、いろいろとご意見いただきまして、事務局としても大変ありがたいと思っています。さらに今回事前に皆様にお送りした報告書案の中で、以前の物に親御さんがご家庭の中でどんな取組・どんな工夫をしているか、権利擁護部会の中でアンケートを行って、そのまとめを入れ込んであります。そういう意味で言うとかかなり個別性も高いですが、やはり事業所の取組だけでは不十分で、親御さんのご意見いただいて、ご家庭でのご本人との関わりや取組みたいなものを知ることができたというのは、すごく大きなことと思っております。今日も皆さんのご議論の中でありましたとおり、意思決定支援は、その方をどこまで理解しているのか、どういう信頼関係を作っていくか、作るためにどんな支援をしているのかがまとめになると思っております。まだ記載されていない「はじめに」と「終わりに」というところは、調整中になっていますが、これを事務局で書き加えて完成版として、周知及び市内の事業所等々に配布しようと思っております。取組集は、一つのきっかけに過ぎませんし、これで障がい者総合支援協議会、藤沢市としての意思決定支援の取組というものが終わることではありません。ただ、一つの結果として、ご家庭・事業所双方がいろいろ情報を共有しつつ、ご本人の共通理解を測りながらご本人

の望む暮らしをどう実現していくか、というところの一助にさせていただければという思いで作成をいたしました。改めてご協力をいただきました事業所、法人の方、または親御さんには個別にお礼をさせていただきますが、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。また、資料に関しては事前配布をさせていただいているので、中身を読んでいただいて、修正点とかがあれば、後日、これは年度中に完成を目指しておりますので、2月位までにご意見をいただければと思っています。以上、報告でした。

(石渡代表)

ありがとうございました。ということでまだ調整中とある、「はじめに」、「おわりに」のところがまた重要ですし、是非委員の皆様からご意見等をいただきたいということですが、この案をご覧になって何かお気づきの方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思います。

(横川委員)

事例報告を読ませていただいて、参考になると思ったことがいくつかありました。この報告書は、どこの誰まで配られるのか、お知らせいただけたらと思います。

(石渡代表)

ありがとうございました。いかがですか。

(事務局：佐藤主査)

もちろん市内の事業者さんにはお配りしようと思っております。家族の方や団体の方などにも冊子としての配布を当然ながら考えております。あとは、ホームページでの公開などで、全ての方が何らかの形で見れるようにしたいと思っております。

(石渡代表)

ありがとうございます。北坂委員お願いします。

(北坂委員)

2年間参加させていただいてずっとお話を聞かせていただいたのですけれども、いろいろと課題の抽出であるとか、そういうものはいろいろと出てきたと思います。ただこの課題だけでなく、具体的な解決案としていろいろな施策を講じていくと思いますが、この障がい者総合支援協議会の中で議論されたものについて、我々がここを離れた場合においても広報か何かの形で報告いただければ、この場に参加できなくてもフォローできると思います。ここに参加できなければ終わってしまうということのないように、考えていただければと思います。

(石渡代表)

ありがとうございました。先ほど、周知について横川委員からも出たのです

が、この場だけではなくてということで、ホームページやこの冊子をどうやって周知をしていくかということになると思うのですが、貴重なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。他に何かございますか。

(木村委員)

幼児期のお子さんのいる会員さんはいらっしゃるし、学齢期のお子さんを持つ会員さんもいらっしゃるなくて、今回ライフステージ別の課題を読ませていただきまして、学齢期のいろいろな課題も分かりました。次年度は、障がい者総合支援協議会で具体的に話し合いをしていけたらと思いました。課題がこれだけ出ている、そうだなと思うことも多かったです。放課後等デイサービスが始まりまして、かえって普通級にいる児童も特学にいる児童も、送迎車でそのまま行ってしまって、かえって地域から離れてしまうという点があるかなと思います。また、親の就労支援としても放課後等デイサービスは利用されているということですが、そもそも放課後等デイサービスというのは、親の就労支援が目的ではなかった気がします。就労支援で使おうと、レスパイトで使おうと、ご家庭によっていろいろなご事情があると思うのですが、学童保育というものもあるので、学童保育を利用できるお子様であれば、本当の意味での健常児と触れ合うところもありますし、例えば、放課後等デイサービスがあるからずっと放課後等デイサービスを使えばいいのではなくて、高校を卒業したら放課後等デイサービスが使えないということが前もって分かっていたら、その先を見越して移動支援に慣れておいて、親ももっと多様にサービスを考えて、次のライフステージを見越して、就労を辞めなくてもいいように準備するというようなこともできると思います。それが子どもの成長にもつながると思いますので、これから親も、サービスがあればそれを使うのが第一というのではなくて、考えていかなければいけないと思いました。以上です。

(石渡代表)

木村委員、大事なご指摘をありがとうございました。今日いただいたご意見でも、まとまったものをどう地域生活の中に生かしていくかが、これからの障がい者総合支援協議会の課題になってくるというご意見もいただきましたので、改めてこのまとめていただいた資料については、今後も障がい者総合支援協議会の中で生かしていく方策を考えて行きたいと思います。時間も迫っていますが、次第の5番その他ということで、事務局で用意していただいた報告事項がございましたら、先にお願ひします。

(事務局：佐藤主査)

委員の皆様には、ご家族などの急な不在に備えてというリーフレットを12月に郵送させていただいておりますが、本日再度配布させていただいております。本日もいろいろと議論のありました地域生活支援拠点等の整備ですが、1

1月から12月にかけてリーフレットを配布したり、ホームページに公開をしたり、安全・安心プランの受付を行ったりということで、少しずつ進めて来ております。今日は追加分も用意しておりますので、広報にご協力いただければということで、追加配布のご希望のある方は、終了後にお申し付けいただければご用意させていただきます。続きまして、発達障がいに関する協議の場に向けた準備会の報告をさせていただきます。当日配布資料、発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会平成30年度実施状況について、という資料を使わせていただきます。8月の障がい者総合支援協議会で、発達障がいに関する協議の場の設置に向けた準備会を開催して行くことを報告させていただきました。その後、準備会の構成員である記載の方々にお集まり、ご協力いただきまして、発達障がいに関する課題の抽出、課題の整理、そしてどのような取組が必要か議論を始めております。第1回目を10月15日に、第2回目を12月12日に開催しています。今年度はあと1回、第3回目を2月に開催する予定でございます。今年度中に発達障がいにおける課題を整理して、来年度は、具体的な取組方法などを検討していこうかと思っております。簡単に協議した内容を報告させていただきますが、第1回目に関しましては、10月に課題についての意見交換ということで、人材確保・育成、支援ネットワークの強化、必要な社会資源などについていろいろ意見が出たので、第2回目は、更にその課題を整理しております。ここで自閉症児者親の会から活動報告をしていただいて、家族への支援やサポートが必要であるというご意見も出ております。次回の第3回目は、次年度の取組について、準備会を進めていければと思っております。またご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(石渡代表)

委員の皆様からも情報提供がおりかと思うのですが、戸高委員お願いします。

(戸高委員)

資料の用意がないのですが、精神障がいの地域生活連絡会で毎年講演会をやっています。今回は、精神病患者監護法というのが1918年にできているのですけれども、その時に日本は座敷牢を作っていないと公に認めていて、これに対して呉秀三という人が全国調査をやりました。それを題材にした映画を「夜明け前」というのですけれども、2月23日ミナパークの6階で午後1時から上映します。1月25日の広報に申し込みが記載されておりますので、是非ご応募ください。当日は、映画を作った今井監督に来ていただいて、座談会をやるということです。呉秀三は、この座敷牢を作った日本に対して、この国に生まれた不幸ということを100年前に言っているのですけれども、この日本が今

はどうかのと言うと、あまりその言葉が変わりなく使われている現状があるということで、皆で考えていければと思います。よろしく願いいたします。

(石渡代表)

ありがとうございました。他に何か状況提供、村松委員お願いします。

(村松委員)

1枚目、NEC難病コミュニケーション講座イベントと書いてあるのですが、これは難病の方だけが対象ではなくて、重度の障がいの方、全て対象になるイベントです。コミュニケーション支援機器の紹介やデモ、ミュージシャンのライブ、車いすで世界一周したレポートの発表など、これを辻堂にあるCocco Terrace湘南で、2月17日に行われます。私も相談スペースにおりますので、是非お越しになってください。もう1枚は、喀痰吸引の研修のお知らせです。医療的ケアの必要な人たちに対して、介護職の方に研修していただくというものですので、是非そちらもお願いいたします。以上です。

(石渡代表)

ありがとうございました。他に何かございますか。では、無ければすみません、時間が延びてしまって恐縮なのですが、閉会のご挨拶ということで、片山部長お願いいたします。

(事務局：片山福祉健康部長)

本当に今日は長時間にわたり、ご審議いただき、また、たくさん貴重なご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございました。昨日も計画検討委員会が行われまして、同じことを申し上げさせていただいたのですが、本任期における、一応これが最後の協議会ということになります。年明け一回目で最後ということですが、一応これで区切りということになりますので、これまでの皆様方のお力添えに改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。平成31年度に向けて、市役所のほうも予算の編成がいよいよ大詰めというところで、先ほどもお金の話も出ておりましたけれども、障がい福祉関係の予算も年々増大している中で厳しい状態にあるのは確かです。とは言え、まだまだ取り組まなければいけないことがたくさんありますし、我々としてもしっかりと予算をつけるということは、努力し続けなくてはならないと思っております。ただ藤沢市全体で言うと、一般会計では十数億円の財源不足というようなことで、貯金を取り崩すということも言われているようです。それはそれとして、皆様方にはいろいろとご理解・ご協力をいただきながら、障がい者施策が展開できますように、ひとつひとつ課題に向き合っていきたいと思っておりますので、今後ともお力添えを是非お願いしたいと思っております。本当に今日は長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

(事務局：安孫子参事)

ひとつ皆様にお知らせをさせていただきます。この障がい者総合支援協議会の新たな委員、市民委員の募集を2月10日号の広報ふじさわとホームページで案内をする予定でありますので、皆様にお知らせさせていただきます。本日も長時間にわたりまして活発にご議論いただきありがとうございました。本日も本当に貴重なご意見をいただきました。事務局といたしましても、これらを受け止めさせていただきますして、必要に応じて検討を進め、来年度に生かして参りたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。